

平成31年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を支援し、地球温暖化防止を推進することを目的とし、太陽光発電システム装置（以下「対象システム」という。）を設置する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす対象システムを新規に設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電による電気が、対象システムが設置される建築物において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が10キロワット未満であること
- (3) 未使用品であること
- (4) 電力会社と電力受給契約を結んでいること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、申請のときに町税等の滞納がなく、実績報告のときに河北町内に住所を有するものとする。

- (1) 河北町内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に付属する車庫、物置等へ設置するもの
- (2) 河北町内において事業の用に供する次に掲げる建築物に対象システムを設置するもの
 - ア 自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物
 - イ 借り受けている事業所等へ設置する場合は、その所有者から対象システムを設置することについて同意を得ているもの
 - ウ 展示を目的として設置するものでないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、対象システムの太陽電池の最大出力に1キロワットあたり3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 平成31年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の変更)

第6条 規則第7条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、平成31年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金交付決定の変更及び通知)

第7条 町長は前条による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、平成31年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付決定変更通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、対象事業を完了したときは、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに平成31年度河北町太陽光発電システム設置事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 対象システム設置工事着工前の状況を示す写真

(2) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真

(3) 電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し

(4) 工事請負契約書の写し

(5) 対象システム設置に係る領収書の写し

(6) 申請者本人の住民票

(7) 付近の見取図

(8) その他町長が必要と認める書類

(手続代行者)

第9条 補助事業者は、第4条に定める交付申請書の提出及び第7条に定める実績報告の提出について、対象システムの設置工事を行う、若しくは販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠実に実施するものとする。

(適用除外)

第10条 この要綱は河北町持家住宅促進事業との重複申請には適用しない。

(協力)

第11条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。